

資料 用語の解説

【あ行】

医療的ケア

医師の指導の下に、保護者や看護師が日常的・応急的に行っている経管栄養、たんの吸引等の医療行為。

一般相談支援

障がいのある方の福祉に関する様々な問題についてのよろず相談に応じ、必要な助言、情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等を行うほか、権利擁護のために必要な援助を行うところ。

音訳奉仕員

視覚障がいのある方のために、書籍などの情報を音声化する人。

【か行】

基幹相談支援センター

地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務を実施するほか、地域の実情に応じた業務を行うところ。

健康寿命

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

強度行動障害

直接的な他害(噛み付き、頭突き等)や、間接的な他害(睡眠の乱れ、同一性の保持等)、自傷行為等が「通常考えられない頻度と形式で出現している状態」のこと。

権利擁護

自己の権利を表明することが困難な認知症の高齢者や障がいのある方の代わりに、代理人が権利を表明すること。

高次脳機能障害

けがや病気によって脳に損傷を負い、知的な機能に障がいが出て日常生活や社会生活に支障を来す状態のこと。

合理的な配慮

障がいのある方が、障がいのない方と実質的に同等の日常生活や社会生活を営むことができるようにするために必要な配慮。例えば、車いすの人が乗り物に乗るときに手助けするなど。

【さ行】

市民後見人

弁護士などの専門職ではない後見人のことで、成年後見制度の需要の増大に対応するために、一般市民が後見等の業務を担えるよう、市民後見人を確保できる体制の整備・強化への取り組みが推進されている。

社会的障壁

障がいのある方が、日常生活や社会生活を送るうえで妨げとなるような、さまざまな事柄や物、制度、慣行、観念など。

社会的入院

入院による治療の必要性がないにもかかわらず、家庭に介護者がいない等の理由により、入院を続けている状態。

重度心身障害

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態のこと。

手話通訳者・手話奉仕員

手話によって、聴覚障がいや言語障がいのある方との意思疎通を図る人。

障害者虐待防止センター

障がいのある方への虐待に関する通報や届出の受理、障がいのある方や養護者に対する相談、指導及び助言などを行うために市町村が設置するもの。

障害者雇用率制度

身体障がいや知的障がいのある方が、その他の労働者と同じ水準で雇用される機会が与えられるよう、事業主等に障害者雇用率の達成義務を課すことにより、それを保障する制度。

障害者就業・生活支援センター（なかぼつセンター）

障がいのある方の生活と仕事の両方の相談ができる機関。

障害支援区分

障がいのある方の多様な特性や心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

情報アクセシビリティ

高齢者、障がいのある方をはじめ、あらゆる人がパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できること。

生活習慣病

食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒等、普段の生活習慣によって引き起こされる病気の総称。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で判断力に不安がある方が、預貯金などの財産を管理したり、福祉サービスの利用に関する契約などの法律行為を行うときに、本人の意思をできる限り尊重しながら、権利と財産を守り支援する制度。

【た行】

地域活動支援センター

障がいのある方の創作、生産活動、地域交流など、地域生活を支える多様なサービスを提供し、日中の活動をサポートする機関。

地域生活支援拠点

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のこと。

地域包括ケアシステム

要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を最後まで続けることができるように地域内で助け合う体制のこと。

点訳奉仕員

視覚障がいのある方のために、点字の書籍や文書等を作成する人。

【な行】

ノーマライゼーション

高齢者や障がいのある方などの社会的に不利を受けやすい人たちが、社会の中で他の人たちと同じように生活し、活動することが本来あるべき姿であるという考え方。

【は行】

バリアフリー

高齢者や障がいある方が日常生活を送ったり社会参加したりするうえで、行動の妨げになるあらゆる障壁を取り除くこと。建物内の段差の解消や点字ブロックの敷設といったハード面だけでなく、制度、情報、心理などソフト面での障壁の除去という意味も含む。

避難行動要支援者の避難支援制度

一人暮らしの高齢者や障がいある方などのうち、避難の支援が必要な人について、本人の同意に基づき、平常時から名簿情報を町会・自治会や民生委員などに提供し、日頃から情報を共有することで、情報伝達や安否確認など、災害時における避難を支援する制度。

福祉的就労

障がいにより一般就労が難しい場合に、福祉施設等で生産活動や就労に必要な知識や能力の向上のための支援を受けながら働くこと。

福祉避難所

高齢者、障がいがある方など、身体等の状況により、一般的な避難所での生活が困難な要配慮者が、避難所での生活において特別な配慮が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所。

ヘルプマーク

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマークのこと。

ヘルプカード

緊急連絡先や必要な支援内容などが記載でき、障がいのある方などが普段から身に付けておくことで、日常場面で困ったとき、緊急時、災害時などに、周囲の援助や配慮をお願いしやすくするカードのこと。

【や行】

ユニバーサルデザイン

年齢や体格、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人が利用可能なように設計などのデザインを行うこと、またはデザインされたもの。

要約筆記

聴覚に障がいのある方のために、話されている内容を要約し、筆記やパソコン等を用いて文字として伝えること。要約筆記奉仕員は、要約筆記を行う人。

【ら行】

ライフスタイル

生活様式、行動様式だけでなく、人生観、価値観、習慣などを含めた個人の生き方。